

(参照条文)

○防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）抄

（装備品安定製造等確保計画の認定）

第四条 防衛大臣が指定する自衛隊の任務遂行に不可欠な装備品等（当該装備品等の製造等を行う特定の装備品製造等事業者による当該装備品等の製造等が停止された場合において、防衛省による当該装備品等の適確な調達に支障が生ずるおそれがあるものに限る。以下「指定装備品等」という。）の製造等を行う装備品製造等事業者（第三号及び第四号に掲げる取組にあつては、指定装備品等の製造等を行おうとする装備品製造等事業者を含む。）は、単独で又は共同で、当該指定装備品等の安定的な製造等の確保のために行う次の各号に掲げる取組（以下この条及び第七条において「特定取組」という。）のいずれかに関する計画（以下この節において「装備品安定製造等確保計画」という。）を作成し、防衛省令で定めるところにより、これを防衛大臣に提出して、その認定を受けることができる。

一～四 （略）

2 （略）

五 前各号に掲げるもののほか、防衛省令で定める事項

3～5 （略）

（装備品安定製造等確保計画の変更）

第六条 第四条第一項の認定を受けた装備品製造等事業者（次条において「認定装備品安定製造等確保事業者」という。）は、当該認定を受けた装備品安定製造等確保計画を変更するときは、あらかじめ、防衛大臣の認定を受けなければならない。ただし、防衛省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 （略）

（装備移転仕様等調整計画の認定）

第九条 装備品製造等事業者は、外国政府に対する装備移転が見込まれる場合において、当該装備移転の対象となる装備品等と同種の物品（以下この項及び次項第一号において「移転対象物品」という。）について、防衛大臣の求め（当該移転対象物品の仕様及び性能を、我が国と当該外国政府との防衛の分野における協力の内容に応じて第二十七条第一項に規定する装備品等秘密の保全その他の我が国の安全保障上の観点から適切なものとするために行うものに限る。）に応じてその仕様及び性能の調整を行おうとするときは、単独で又は共同で、その求めに応じて行う移転対象物品の仕様及び性能の調整（以下「装備移転仕様等調整」という。）に関する計画（以下この節において「装備移転仕様等調整計画」という。）を作成し、防衛省令で定めるところにより、これを防衛大臣に提出して、その認定を受けることができる。

（略）

2 (略)

一～四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、防衛省令で定める事項

3 (略)

(装備移転仕様等調整計画の変更)

第十一条 第九条第一項の認定を受けた装備品製造等事業者（以下「認定装備移転事業者」という。）は、当該認定を受けた装備移転仕様等調整計画を変更するときは、あらかじめ、防衛大臣の認定を受けなければならない。ただし、防衛省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 (略)

(指定装備移転支援法人の指定及び業務)

第十五条 防衛大臣は、防衛省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、第三項に規定する業務（以下この節において「装備移転支援業務」という。）に関し次の各号のいずれにも適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、指定装備移転支援法人として指定することができる。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、装備移転支援業務を適正かつ確実に実施することができるものとして、防衛省令で定める基準に適合するものであること。

(略)

2 (略)

3 指定装備移転支援法人は、防衛省令で定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

(略)

4 防衛大臣は、指定をするに当たっては、防衛省令で定めるところにより、当該指定装備移転支援法人が装備移転支援業務を実施する際に従うべき基準（以下この節において「装備移転支援実施基準」という。）を定めるものとする。

5～7 (略)

(装備移転支援業務規程)

第十七条 指定装備移転支援法人は、装備移転支援業務を行うときは、防衛省令で定めるところにより、当該装備移転支援業務の開始前に、装備移転支援業務に関する規程（以下この条において「装備移転支援業務規程」という。）を定め、防衛大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

一 第十五条第三項第一号に掲げる業務に関する次に掲げる事項

イ～ニ (略)

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項として防衛省令で定める事項

二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、装備移転支援業務に関し必要な事項として防衛省令で定める事項

3～6 (略)

(事業計画等)

第十九条 指定装備移転支援法人は、防衛省令で定めるところにより、毎事業年度、装備移転支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、防衛大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 指定装備移転支援法人は、毎事業年度、防衛省令で定めるところにより、装備移転支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に防衛大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(区分経理)

第二十条 指定装備移転支援法人は、防衛省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一～三 (略)

(帳簿の記載)

第二十二条 指定装備移転支援法人は、装備移転支援業務について、防衛省令で定めるところにより、帳簿を備え、防衛省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(指定装備移転支援法人の指定の取消し)

第二十五条 (略)

1～3 (略)

4 第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合における装備移転支援業務の引継ぎその他の必要な事項は、防衛省令で定める。

(施設委託管理者)

第三十条 (略)

2 前項の規定による委託を受けた装備品製造等事業者（以下この章において「施設委託管理者」という。）は、防衛省令で定めるところにより、当該委託を受けた管理の業務（以下この条及び第三十二条第一項において「施設委託管理業務」という。）の開始前に、施設委託管理業務に関する規程（第四項及び第五項において「施設委託管理業務規程」という。）を定め、防衛大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 (略)

4 施設委託管理業務規程には、施設委託管理業務の実施の方法その他の防衛省令で定める事項を定めておかなければならない。

5 (略)

6 施設委託管理者は、毎事業年度、防衛省令で定めるところにより、施設委託管理業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に防衛大臣に提出しなければならない。

7 施設委託管理者は、防衛省令で定めるところにより、施設委託管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

8 (略)

(指定装備品製造施設等の目的外使用)

第三十一条 施設委託管理者は、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣の承認を得て、指定装備品等の製造等の目的を妨げない限度において、前条第一項の規定による委託を受けた指定装備品製造施設等を用いて、当該指定装備品等以外の製品の製造等を行うことができる。